

# ガス供給業を行う法人の事業税の申告について

長野県／県税事務所（令和3年4月）

## 申告の方法

ガス供給業を行う法人の事業税の申告すべき金額は、その事業の区分に応じて次のとおりですのでご確認ください。

なお、複数の事業を併せて行う場合には、原則として区分計算を行い、それぞれの税額を算出する必要がありますのでご注意ください。

## ＜ガス供給業等を行う法人の事業税の課税方式＞

法人の種類	課税方式	
ガス小売事業 <sup>(注1)</sup> その他附帯事業（受注工事等） <small>（地方税法第72条の2第1項第1号の事業）</small>	資本金の額が1億円以下	所得割 <sup>(注2)</sup>
	資本金の額が1億円超	所得割 <sup>(注2)</sup> 付加価値割 資本割
ガス導管事業（託送供給事業） <small>（地方税法第72条の2第1項第2号の事業）</small>	資本金の区分なし	収入割 <sup>(注2)</sup> (1.0%)
小売電気事業、発電事業 <small>（地方税法第72条の2第1項第3号の事業）</small>	資本金の額が1億円以下	収入割 <sup>(注2)</sup> 所得割 (0.75%) (1.85%)
	資本金の額が1億円超	収入割 <sup>(注2)</sup> 付加価値割 資本割 (0.75%) (0.37%) (0.15%)

（注1）ガス小売事業については平成30年4月1日以降開始事業年度から収入金課税から所得課税に移行しました。

（注2）割に対する特別法人事業税が別途課されます。（税率表をご確認ください。）

## 小売電気事業又は発電事業を併せて行う場合の注意点

令和2年4月1日以降開始事業年度から小売電気事業及び発電事業に対する課税方式が改正されています。

（収入金課税の2割程度を所得等課税に移行）

（従来）収入金課税（ガス導管事業と同じ）

（改正後）収入金課税＋所得課税（外形対象法人の場合は外形課税）

電気事業の自由化により、小売電気事業等を併せて行う場合には、当該小売電気事業等について区分計算を行うとともに、次のとおり、新様式での申告が必要となります。

○確定申告書・・・（改正前）第6号様式 → （改正後）**第6号様式（その2）**

○予定申告書・・・（改正前）第6号の3様式 → （改正後）**第6号の3様式（その2）**

また、第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）、別表6（収入金額に関する計算書）、別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）等の様式は事業区分ごとに作成する必要がありますのでご注意ください。（下図のように該当する事業区分に丸印をつけます。）

〔 法第72条の2第1項 **第1号**  
**第2号**  
**第3号** に掲げる事業 〕

裏面もご覧ください

## Q&A

**Q1** 区分計算の様式はありますか。

**A1** 長野県公式ホームページに参考様式を掲載していますので、必要に応じてご利用ください。法人で作成した区分計算書によることも差し支えありません。

なお、区分計算書については申告書に添付していただくようお願いします。

【長野県公式ホームページ 法人事業税について】

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/hojinjigyo.html>)

**Q2** 必ず区分計算しなければならないのですか。

**A2** 原則として区分計算が必要です。

ただし、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、事業部門毎に別々に課税標準額及び税額を算定しないで従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税して差し支えないものとされています。

この場合において従たる事業のうち「軽微なもの」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいいます。(地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県民税関係 第3章 4の9の9))

**Q3** 資本金の額が1億円以下の法人です。小売電気事業に所得割が課せられるとのことですが、繰越欠損金の控除をすることはできますか。

**A3** 小売電気事業に生じた繰越欠損金に限って控除可能です。ガス小売事業等で生じた欠損金についてはガス小売業等の欠損金となりますので小売電気事業の所得からは控除できませんのでご注意ください。

また、小売電気事業に欠損が生じた場合に、同事業年度のガス小売業等の所得と相殺することもできません。

**Q4** 小売電気事業における収入金額の算定方法を教えてください。

**A4** ガス導管事業と同じく、【収入すべき金額 - 控除すべき金額】により算定します。詳細な計算方法については長野県公式ホームページに手引きを掲載していますので、ご覧ください。

【長野県公式ホームページ 法人事業税について】

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/hojinjigyo.html>)

その他申告に関して不明な点等ございましたら、管轄の県税事務所又は、県庁税務課までお問い合わせください。

県庁税務課

電話 026-235-7049 (直通)

電子メール [zeimu@pref.nagano.lg.jp](mailto:zeimu@pref.nagano.lg.jp)